

OES 大槻電気通信株式会社
従業員等の教育・訓練に関する細則

第1条（目的）

本細則は、個人情報保護基本規程第15条2項にもとづき、大槻電気通信株式会社（以下「当社」という）の保有する個人データの取り扱いに関する役員および従業員の教育・研修に関し、その細則を定めるものである。

第2条（責任）

1. 個人情報管理総責任者は、本細則に基づき、取締役および従業員に対し、当社の個人情報基本規程および細則、ルールにつき、教育・研修の年間計画を策定し、実施する責任を有する。
2. 事業部門の責任者は、本細則および個人情報管理総責任者の指示に従い、自部門の従業員、契約社員、アルバイトおよび派遣社員に対し、教育研修を実施し、その履歴を保存する責務を有する。

第3条（教育計画の策定）

個人情報管理総責任者は、対象者、実施時期、教育内容、講師などを年間計画として策定する。計画には、従業員全体に対する定期教育及び必要なその他の教育を含める。

第4条（教育の実施と記録）

1. 教育研修の内容は以下を一律に行い、教育実施結果を教育記録として記録し保管する。
 - （1）個人情報保護の重要性
 - （2）個人情報保護のための当社の個人情報に関する規程、細則およびルール
 - （3）個人情報保護のための役員および従業員の責務
 - （4）当社の個人情報に関する規程、細則およびルールに違反した場合の影響
 - （5）個人情報保護法制の基礎的な知識
 - （6）経済産業省ほか関係省庁のガイドラインの安全対策および委託先監督

附則

1. 本細則は、代表取締役の承認により制定改廃を行う。
2. 本細則は、有限会社東北消防設備管理センターにも適用する。
3. 本細則は、2005年4月1日より施行する。